

水陸移行帯について

琵琶湖河川事務所

水陸移行帯ワーキンググループの設置目的

■琵琶湖の望ましい水位変動を含めた水陸移行帯の環境改善についての指導・助言

○琵琶湖河川事務所の基本的な立場

- 水位変動に関係することがら及び、国管理河川の水陸移行帯について考えていく必要がある。
- 琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、瀬田川洗堰の試行操作を取り組んでゆく必要がある。
- 湖岸修復については、湖岸域を管理しているそれぞれの管理者への情報提供が国としての役割であると認識している。

水陸移行帯にかかる論点(1)

○琵琶湖の望ましい水位変動について

琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類に対する望ましい水位変動（魚類の産卵期間(4月～7月頃)）

1. 降雨後の水位低下の改善

- ・ 非洪水期（～6 / 15まで）
→「環境に配慮した瀬田川洗堰の試行操作」による改善
- ・ 洪水期（6 / 16から）
→降雨が見込まれない場合の放流量調整

2. 移行期の水位低下の改善

- ・ 非洪水期（5月中旬～6 / 15まで）
→「環境に配慮した瀬田川洗堰の試行操作」による改善
→B.S.L±0近傍からの水位低下で改善
→5 / 31以降の可能な限りの水位保持

3. 対象としている生物

- ・ 琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類
→コイ科魚類（ニゴロブナ、ゲンゴロウブナなど）、ホンモロコ

水陸移行帯にかかる論点(1)

○琵琶湖の望ましい水位変動について 今後の課題

1. 降雨後の水位低下の改善

- ・降雨が見込まれない場合の放流量調整

→洗堰操作規則制定後、治水リスクに関する改善等が出来ていない状況の中、洪水期間における水位低下の改善が難しい状況にとどまっている。

2. 移行期の水位低下の改善

→引き続き試行操作を実施し、効果の検証を実施してゆく。

3. 対象としている生物

- ・コイ科魚類（ニゴロブナ、ゲンゴロウブナなど）、ホンモロコ

→ホンモロコへの適用性のとりまとめが必要である。

水陸移行帯にかかる論点(2)

○水陸移行帯の環境改善（保全・再生）について

国管理河川でできること、国管理でないが手法等の検討ができること、国管理ではなく対応が困難なこと、に区分し整理

1. 国管理河川（野洲川）でできること

- ①ヨシ帯の創出・復元
- ②河川と琵琶湖との連続性確保
- ③土砂の連続性の確保
 - ・野洲川での取り組みにおいて実施の検討
 - ヨシ帯再生の取り組み

2. 国管理でないが手法等の検討ができること

- ④内湖、水田と琵琶湖の連続性の確保
 - ・連続性回復の具体策の提案
 - 針江・深溝地区における試験施工と事例収集

3. 国管理でなく対応が困難なこと

- ⑤内湖の創出・復元
- ⑥自然湖岸の復元

水陸移行帯にかかる論点(2)

○水陸移行帯の環境改善（保全・再生）について 今後の課題について

1. 国管理河川（野洲川）でできること

- ・ヨシ帯再生の取り組み
→ヨシ帯再生以外の事業の取り組みも必要である。

2. 国管理でないが手法等の検討ができること

- ・針江・深溝地区における試験施工と事例収集
→事例の活用方法の検討を行ってゆく必要がある。

※) その他

琵琶湖の望ましい水位変動を含めた水陸移行帯を実現するため、これまで検討されてきた魚類以外の生物等に対する水位操作のあり方

(参考)琵琶湖水位(半旬平均値のグラフ)

